

自衛隊法等の一部を改正する法律案の概要

【概要】安全保障法制に関し、下記の 10 本の法律を改正するとともに、国民保護法制の整備・防衛出動の国会承認に係る審議充実策の検討について規定する。

- ①自衛隊法、②PKO法、③周辺事態法、④周辺事態船舶検査法、⑤事態対処法、⑥米軍行動関連措置法、⑦特定公共施設利用法、⑧海上輸送規制法、⑨捕虜取扱法、⑩NSC法

第一 自衛隊法の改正

1. 個別的自衛権同様の厳格な要件下の「武力攻撃危機事態」で防衛出動

※ 「武力攻撃危機事態」…条約に基づき我が国周辺の地域において我が国の防衛のために活動している外国の軍隊に対する武力攻撃（我が国に対する外部からの武力攻撃を除く。）が発生し、これにより我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険があると認められるに至った事態

2. 邦人救出についての規定を設けるとともに、安全確保の明確化
3. 武器等防護については現行法を維持
4. ACSAにおける内容は充実させるが、弾薬の提供を認めない

第二 PKO法の改正

1. 「国連が統括しない活動」は、現行と同様、人道救援・選挙監視の枠内で協力
2. 「駆け付け警護」を限定的に認める

第三 周辺事態法の改正

1. 現行法制の基本的部分を維持
※ ①「周辺事態」概念（いわゆる地理的限定）、②「後方地域」概念、③「武力行使の一体化」による制約、④支援対象はアメリカ合衆国軍隊のみとすることを維持
2. 計画記載事項を充実し、自己保存型武器使用権限を他法制と同様に拡充

第四 その他

- 第一の 1 の改正に伴い、事態対処法制全体において、武力攻撃事態等に適用される規定を武力攻撃危機事態にも適用させる
- その他上記の改正に合わせ、所要の規定の整理等